

## 《和歌山県介護人材確保対策事業受託者の募集について》

令和6年度和歌山県介護人材確保対策事業委託（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するもの）について、次のとおり受託者を募集します。

### 1 事業の概要

- (1) 法人等は、県内の高等学校と連携し、受講者の募集を行う。
- (2) 法人等は、就職を希望する高等学校に在籍する高校生を対象に、介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）を実施する。
- (3) 県は、介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）に要する費用として委託費（上限703,000円＋講師等交通費として上限を99,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。））を法人等に支払う。
- (4) 事業委託は、15契約を予定。ただし、講師等交通費を含む契約については4契約分（396,000円）に達するまでとする。なお、講師等交通費は受託法人が遠方へ赴き、当該事業を実施する場合を想定したものであり、支給対象については随時判断するものとする。

### 2 受託できる法人等及び事業受託要件

- (1) 法人等の要件  
和歌山県介護員養成研修事業実施要綱に基づく指定を受け、若しくは、福祉・保健分野において活動を行っている団体で、次の(2)の要件を満たすことができる者
- (2) 事業受託要件
  - ア) 和歌山県介護人材確保対策事業実施要綱5で定める要件を満たしていること。
  - イ) 概ね5名以上（定員20名）の者が受講できること
  - ウ) 研修時間は130時間以上（うち40.5時間は通信で可）であること
  - エ) 令和7年3月末までに、介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）を終了することができること
  - オ) 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、合理的配慮について、県と協議を行うこと。

### 3 申請及び受託者の決定

- (1) 事前計画の提出  
受託を希望する法人等は、事業事前計画書（和歌山県介護人材確保対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）中、別記第1号様式）及び添付書類（要綱別記第2号様式）を県長寿社会課に提出する。  
※事前計画書の提出に当たっては、受講予定人員は十分実施可能な数を見込むこと（なお、(3)申請において、受講者が概ね5名に満たない場合は、事前に県に連絡し実施の可否を確認すること）。

(2) 委託の内定

県は、提出された事前計画書について計画内容等の審査を行い、計画書の受理から2週間以内に申請者に対して内定通知書を送付する。

(3) 申請

内定通知を受けた法人等は、受講者を決定した後、事業実施申請書（要綱別記第3号様式）及び添付書類（要綱別記第5号様式～別記第11号様式等）を県に提出する。

(4) 委託契約締結

県は、提出された実施申請書について、内容の審査を行った上、適正と判断した場合、法人等と委託契約を締結する。

(5) 事業の実施

法人等は、研修計画に沿って、適正に研修を実施する。契約の申請内容に変更が生じた場合は、事業変更届出書（要綱別記第19号様式）及び変更内容に応じて必要書類を県に提出する。

(6) 実績報告書等の提出

法人等は、事業が完了した後、実績報告書（要綱別記第4号様式）及び添付書類（要綱別記第12号様式～別記第17号様式等）を県に提出し、完了の確認検査を受けた後、委託費を県に請求する。

(7) 修了証明書の交付

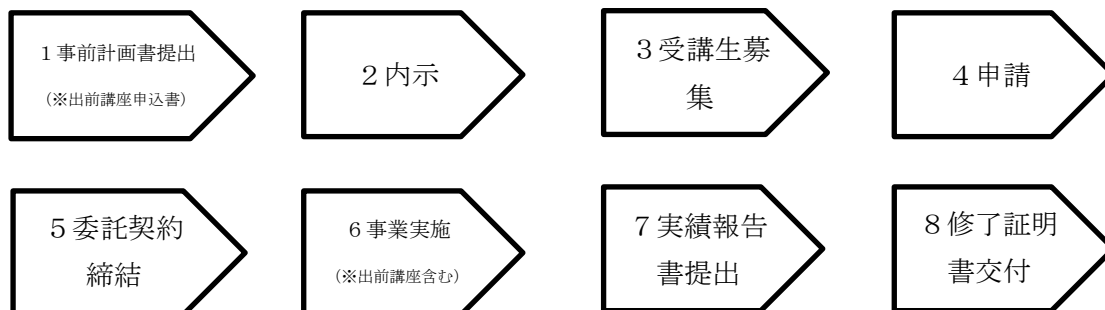
県は、提出された実績報告書を元に、研修の全ての課程を修了したと認められる者に限り、修了証明書を交付する。

#### 4 募集期間

令和6年3月28日～委託予定数に達するまで

※但し、募集期間中に内定数が予定数に達した場合、その時点で募集は終了します。

#### ※申請から事業開始までの流れ



※出前講座について

別紙「中高生のための出前講座実施協力について」を参照

#### 【申請先・お問い合わせ先】

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県長寿社会課 振興班

TEL:073-441-2519 FAX:073-441-2523